平成２２年（フ）第３７４０号
東京都町田市小山町1026―202
破産者　丸田　陽一
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４６号
東京都杉並区本天沼２―31―８、住民票上の住所東京都八王子市元八王子町２丁目1104―201
破産者　松田　光一
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９号
奈良県宇陀市室生区無山635番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県宇陀市室生区無山698番地
破産者　株式会社福富建設
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９６６号
名古屋市南区千竃通５丁目４番地の１
破産者　有限会社クラフト雅
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０号
名古屋市北区平安２丁目21番66号
破産者　有限会社平和堂
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40　貴志ビル３階　新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所三重県南牟婁郡紀宝町成川121番地15
破産者　谷口　勝三
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第８号
和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40　貴志ビル３階　新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所三重県南牟婁郡紀宝町成川121番地15
破産者　谷口　千秋
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２２９号
群馬県高崎市栄町６番43号
破産者　株式会社リセント
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２２６号
埼玉県富士見市上沢２丁目２番２号
破産者　株式会社エフ・エム・オー
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５号
埼玉県所沢市向陽町2120番地の43
破産者　有限会社田中システム住設
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１０２号
東京都港区港南２丁目16番８号ストーリア品川3002
破産者　株式会社ウィル
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
千葉県いすみ市大原8078番地４　メゾンリヴィエールＡ
破産者　押尾　武志
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
千葉県長生郡長生村七井土1444番地
破産者　深井　宗一
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
千葉県茂原市千代田町２丁目４番地５中村ビル１階
破産者　株式会社ケアファクトリー・コミュニケーション
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番９棟304号
破産者　白沢　宏祐
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２４４９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目13番２号
破産者　株式会社室井工務店
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９号
長野県上田市本郷409番地
破産者　有限会社小林設備工業所
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２８１号
岐阜県中津川市中津川926番地の１
破産者　株式会社波多野建設
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７号
岐阜県多治見市太平町１―22　グリーンキャッスル３Ｆ
破産者　宮嶋　順子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３７号
静岡県御殿場市御殿場565番地の６
破産者　有限会社杉山タオル店
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子８番138
破産者　株式会社ニシキ産業
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
名古屋市中川区松葉町２丁目16番地
破産者　株式会社モナミビルサービス
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部